

第7回東京都板橋区景観審議会

平成27年11月6日（金）

11階第一委員会室

I 出席委員

土井幸平	天野光一	廣瀬光夫
山田貴之	鈴木こうすけ	荒川なお
井上温子	鈴木孝雄	小原貢久
浦谷洋一郎	黒瀬聖子	

II 出席者

区長	都市整備部長	都市計画課長
----	--------	--------

III 議 事

○第7回東京都板橋区景観審議会

開会宣言

<議 事>

- 1 平成27年度 景観計画事業スケジュール〔資料1〕
- 2 屋外広告物に関する取組について〔資料2-1~3〕〔参考資料1~3、8〕
- 3 色彩基準の一部見直しについて〔資料3〕

<その他>

- 1 その他について〔参考資料9~11〕

閉会宣言

IV 配付資料

- 1 議事日程
- 2 東京都板橋区景観審議会委員名簿
- 3 〔資料1〕 板橋区景観計画、各種ガイドライン等の策定・変更スケジュール
- 4 〔資料2-1〕 板橋区屋外広告物景観ガイドライン（本編）基本構成案
- 5 〔資料2-2〕 板橋区屋外広告物景観ガイドライン（本編）第3、4章（案）
- 6 〔資料2-3〕 第10、11回景観審議会部会における委員意見及び区の考え方と対応
- 7 〔資料3〕 色彩基準の取り扱いについて

- 8 [参考資料1] 板橋区屋外広告物景観ガイドライン検討の骨子(案)について
- 9 [参考資料2] 現地予備調査及び本調査結果について
- 10 [参考資料3] 板橋区景観計画における屋外広告物景観ガイドライン策定等調査委託仕様書
- 11 [参考資料4] 第6回東京都板橋区景観審議会議事録
- 12 [参考資料5] 第9回東京都板橋区景観審議会部会議事要旨
- 13 [参考資料6] 第10回東京都板橋区景観審議会部会議事要旨
- 14 [参考資料7] 第11回東京都板橋区景観審議会部会議事要旨
- 15 [参考資料8] 屋外広告物景観ガイドライン策定に伴う区民意向調査について
- 16 [参考資料9] 旧粕谷家住宅復元整備について
- 17 [参考資料10] 板橋区景観計画の運用(事前協議・届出件数等)について
- 18 [参考資料11] 平成27年度景観イベントのご案内

○都市計画課長 それでは議長、審議会の開会方、よろしくお願いいたします。

○議長 改めまして、皆さん、おはようございます。審議会の会長を務めさせていただいております土井でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

早速、議事日程に従い、議事に入りたいと思います。

本日の議事の案件は3つ。第1点は平成27年度のスケジュール、第2点が、きょうのメインでございますが、屋外広告物に関する取り組み、第3番目が色彩基準の一部見直しということでございます。

それでは、最初のスケジュールの資料について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○都市計画課長 それでは、板橋区景観まちづくり事業のスケジュールについて、ご説明させていただきます。

大変申しわけありません。座らせていただいて、ご説明させていただきます。

まず、資料1をご覧くださいと思います。

平成27年度も上半期が終わってしまっている状況でございますが、景観まちづくりに関する事業スケジュールについて、ご説明さしあげたいと思います。

まず、1枚目でございます。

こちらは、平成20年度から平成26年度までの景観計画の事業スケジュールでございます。説明については省略させていただきます。

また、2枚目をごらんいただきたいと思います。2枚目につきましては、今年度以降のスケジュールになります。

最上段が今年度のスケジュールでございます。景観計画に基づく事前協議と届け出業務に加え、一番左側でございますが、後ほどご説明しますが、色彩基準の見直し作業を行っているところでございます。

次に、真ん中ほどのところになります。本日のメインの議題でございます屋外広告物景観ガイドラインを策定することとしております。また、景観形成重点地区に追加指定の2地区につきましては、色彩ガイドラインの取りまとめを行い、印刷・製本を行うこととしております。こちらの作業は、既に終わっております。本日、皆様のお手元に用意させていただいております。また、年度末までに屋外広告物のガイドラインを作成、製本し、皆様に周知を図るとともに、その運用を開始する予定でございます。

また、右隣になります。本審議会、そして審議会の下部組織でございます部会の開催予

定を記載させていただいております。参考資料5から7で部会の議事要旨を添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。

次に、一番右でございますが、景観まちづくりの普及啓発ということで、大切な取り組みをしております。今年度も景観のイベントといたしまして、シンポジウムと写真展を開催する予定としております。来年度以降につきましても、景観計画の運用、イベント、そして景観形成重点地区追加指定地区の検討もございまして、そちらのほうを進めていきたいと考えております。

予定につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問やお気づきになった点があれば、ご発言願いたいと思います。

よろしいでしょうか。

基本的に、今回、屋外広告物の審議をしていただいて、今年度中に取りまとめたいということでございまして、後ほどの審議の中でいろいろご意見をいただきたいと思います。

それでは、特にご質問、ご意見がないようですので、議事日程の2番目、屋外広告物に関する取組について、内容のご説明をお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、屋外広告物に関する取組について、ご説明を差し上げたいと思います。

屋外広告物でございますが、普段何気なく見ていたり、また、視界に入ってきて情報を得る屋外広告物についてでございますが、景観との関係においてじっくりお考えをいただいたことは、普段あまりないのではないかと思います。恐らく、そういう目で見ているといろいろなことが発見できるかと思えます。

良好な町並みの景観を実現するために、建築物と同様に切っても切れないものだと考えております。もしくは、良好な景観を考える中で、建物以上に左右するようなものが屋外広告物とも言えると考えております。

屋外広告物がこの世の中から消えてしまったらどうでしょう。私たちは、この屋外広告物から様々な情報を得ています。

私たちの周りをよく見ますと、幹線道路沿いでございますとか、商店街、また駅前などでさまざまな広告物が氾濫している状況がございます。これらの状況の中、平成23年度から景観の施策を総合的に展開してきております。建築物については基準を決めて運用を進めてい

るところではございますが、屋外広告物については、先ほどお話ししました、こちらの景観計画の第6章のほうに載っております、皆様のご協力のもと、取り組みを進めてきたところではございます。

東京都にありましては、屋外広告物については屋外広告物条例というものを制定されまして運用している関係で、実は屋外広告物は区の自由にできるルールではなく、東京都の定めたものに基づいて運用しているのが実情でございます。屋外広告物条例により、景観の配慮についても一定の役割を果たしているものでございますが、それだけでは十分ではないと考えております。

これらの状況の中、区では屋外広告物条例を少しでも補完できるような取り組みといたしまして、より景観の視点で屋外広告物を捉え、よい方向に誘導していくことはできないかと考えております。その一つとして、前回の審議会でご報告させていただきました、今取り組みを進めております屋外広告物景観ガイドラインの策定を行うこととしておるところでございます。

前置きが長くなりましたが、次に、資料2-1をごらんいただきたいと思います。現在、作成作業を進めております屋外広告物景観ガイドラインの目次とその内容になります。

この屋外広告物景観ガイドラインは、大きな特徴といたしましては、本編とテーマ編と2種類に分けて編集をしております。

本編は主に、屋外広告物の掲出に関わる事業者、屋外広告物業者をターゲットとし、屋外広告物を掲出するにあたっての配慮事項や誘導指針などを視覚的に分かりやすく、一部科学的な数値などを交えて紹介する内容としています。

これに対しテーマ編は、ビルオーナー、広告主、商店街・商店主、区民といった明快なターゲットに対し、屋外広告物が景観を形成する重要な要素であることを踏まえ、効果的な広告の考え方や屋外広告物の評価の視点をより分かりやすく紹介する内容としています。

屋外広告物はさまざまな立場の方がかわりを持ちますので、それぞれの立場で価値観が異なり、ある程度ターゲットを定めたガイドラインを策定することが効果的であると考えております。

また、本編は分厚く内容も専門的となるため、必要な箇所を必要な人に効果的に見ていただくこと、資源の有効活用などの点から分冊化することを計画しています。

本編は全体で60ページから70ページ程度。また、テーマ編はそれぞれにおいて2ページ程度で構成するような予定としております。

それでは、この資料の中をもう少し細かく説明させていただきます。

まず、目次構成については、本年7月15日と10月1日に部会を開催しまして、本審議会の学識経験者さんのほうからご意見をいただいております。こちらの意見に基づいて取り組みを進めております。後ほどご覧いただければと思いますが、資料2-3にそのご意見の内容等、また、区の考え方等が示されております。

申しわけございません。資料2-1の右側の上のほうにあります緑色で塗られた部分をごらんいただきたいと思います。

こちらが審議会の部会の委員さんからいただいたご意見を踏まえ、修正した部分です。

まず、第1章、「ビジュアル解説、いたばしの広告物」ということでございます。板橋区の景観形成の方針や基準を定めた、景観計画とのかかわりの中で屋外広告物の取り組み、また実際に魅力的な景観をつくり出していく、そのような実例を紹介するものでございます。

2章の「ガイドラインの目的と構成」でございます。こちらにつきましては、本ガイドラインの目的や対象、また使い方などを提示しております。また、現在、屋外広告物の許可の手続についても、東京都屋外広告物条例に基づき、区が事務委任を受けて、区の土木部の管理課でございますが、許可事務を実施しております、ガイドラインの中では、許可対象とならないような小規模なもの、また自家用のものなどについても総合的な景観形成の観点の中で一定の配慮を求めていくことを示したいと考えております。

続きまして、3章の「屋外広告物の基礎知識」というところでございます。

屋外広告物の定義や、また現行の東京都屋外広告物条例の規制要旨などをご紹介させていただきます。

この中で屋外広告物条例の対象にならない窓面の内側の広告物でございますとか、屋外広告物の新しいメディアである映像装置付きの広告物なども含めて配慮を求める対象とすることを提示していきたいと考えております。

次に、4章、「地域らしさを育む屋外広告物の配慮事項」ということでございます。こちらから第7章の「景観形成重点地区のガイドライン」、ここまでが実の部分になります。

まず、4章の「地域らしさを育む屋外広告物の配慮事項」についてでございます。

板橋区では屋外広告物の現状を踏まえた総論的な配慮点を上げ、第5章以下では地域性を加味し、また、幹線道路沿道や駅周辺など屋外広告物が掲出されているエリア別の配慮事項と、景観計画で重点地区に位置づけられている4地区についても配慮事項等を提示していきたいと考えております。

4章の内容につきましては、この後、作業状況をご紹介します。

魅力ある屋外広告物を計画する上で求められる配慮事項を種類別、例えば、壁面の広告物でございますとか、また屋外広告物などの種別に沿ってご紹介します。

さらに要素別ということございまして、表示面を構成する情報、文字量でございますとか、そういうものについて、さらには色彩、照明などの要素に沿って検討します。

また、地域別ということございまして、景観計画で板橋区の特徴として挙げた8つの景観形成要素を意識しながら分けてご紹介していきたいと考えております。

続きまして、5章「景観計画における屋外広告物の配慮事項と基準」でございます。

こちらにつきましては、景観計画における地域の区分と本ガイドラインにおけるエリア、また、地区の区分の整理を行い、6、7章でそれぞれのエリア別、地区別の配慮事項、誘導指針等を提示する予定でございます。

続きまして、6章「一般地域のガイドライン」でございます。

こちらは、当初、景観計画の類型に沿ってゾーンを決めて検討しておりましたが、部会でのご意見とまた現況調査から得られた屋外広告物の掲出実態を踏まえまして、より効果的な構成とするため、幹線道路沿道、また駅の周辺、商店街といった多くの広告物が集積するエリア、そして、板橋区の特徴であります工業地、住宅地、河川沿いなどといった、それぞれの地域の特性への配慮が求められるエリアにつきまして、屋外広告物独自の視点からエリア区分を行うこととしております。各エリアにつきましては、色彩の推奨値などを示し、また、より効果的、客観的な誘導ができるような工夫をしたいと考えております。

続きまして、7章「景観形成重点地区のガイドライン」でございます。

こちらは、景観形成重点地区内に設置される屋外広告物につきまして、景観計画における当該地区の屋外広告物に関する基準をより詳しく紹介しております。

また、先ほどの6章のエリア別のガイドラインと同様に、色彩の推奨値等を示し、可能であれば掲出方法や設置する場所の高さ等についても触れていきたいと考えております。

続きまして、8章「屋外広告物の掲出にかかる手続き」でございます。

屋外広告物の掲出に当たっての手続を示しております。

また、9章の「用語集」でございます。こちらは、屋外広告物と景観のかかわりのある用語等について解説を行う予定としております。

続きまして、資料2-2に移っていただきたいと思います。A4判の縦使いのものでございます。

こちらにつきましては、現在進めております屋外広告物ガイドラインのイメージをつかんでいただくために、編集段階でございますが、抜粋して用意したものでございます。ページにつきましては、抜粋しておりますので少し飛んでおりますが、それに基づいてご説明させていただきます。

今回、ガイドラインの3章、4章につきましては、先ほどご説明した屋外広告物の基礎知識と地域らしさを育む屋外広告物の配慮事項ということをつくっていく予定にしております。

まず、2枚目を開いていただきます。2枚目でございますが、右下には9ページと書いてございます。こちらにつきましては、屋外広告物の先ほど説明した全体構成に沿って定義等を紹介しております。この後、屋外広告物の東京都の条例の要旨を加えて、6ページほどの構成となる予定にしております。

続きまして、2枚さらにめくっていただきまして、右下に15と書いてあるところでございます。こちらは15ページの部分です。

こちらが4章になります。4章では「地域らしさを育む屋外広告物の配慮事項」といたしまして、効果的な屋外広告物をつくるポイント、また、種類別、要素別、地域別の屋外広告物のあるべき姿ということを掲出していきたいと考えております。

「01 効果的な屋外広告物をつくるポイント」では、広告主であります屋外広告物掲出に係る事業者、また、屋外広告物を業としております広告物業者に対して、広告物を計画的に設置するプロセスを踏まえながら、各段階における配慮事項等を時系列的に示しています。

続きまして、3枚めくっていただきたいと思えます。左側の下に20ページと書いてありまして、上の部分に、「02 「種類別の配慮事項」と書いてあると思えます。

こちらでございますが、設置場所、また設置の形態ごとに求められる配慮事項をわかりやすく優良な事例等とともに紹介していきたいと考えております。

各配慮事項、また写真内容につきましては案として入れておりますが、今、精査中でございますので、そちらのものについては差しかわる可能性がございます。

続きまして、2枚めくっていただいて、ページの左側のところに24と書いてあります。「03 要素別の配慮事項」でございます。

こちらにつきましては、屋外広告物を計画する際に基礎資料となるものでございまして、文字の量でございますとか、視距離、見る距離でございますね、視距離を踏まえた文字のサイズ、また効果的な表示の位置や素材の表現、さらには色彩の見せ方、広告物をより魅力的に見せる照明でございますとか、緑化、緑との関係性等について、科学的、客観的な情報を

含めまして紹介し、説得力のあるガイドラインとなるように調整を今図っている段階でございます。

続きまして、今度は4枚めくっていただきます。左下に32と書いてある部分で、上のところに「04 地域別の配慮事項」と書いてあるページをお開きいただきたいと思います。

こちらは地域別の配慮事項でございまして、景観計画に示した景観要素を整理いたします。そちらに基づきまして、自然に馴染むような広告物のあり方、また、幹線道路や沿道の見通しを確保しつつ効果的な情報提示を行う広告物のあり方、また、来訪者をもてなす広告物のあり方、住宅地などにおける特性を踏まえたやすらぎを感じるような広告物のあり方などについて説明するための資料を整理し、提示していきたいと考えております。

さらに、参考資料としてつけております参考資料1につきましては、今回、ガイドライン作成に基づくための委託をかけてございまして、委託の中で骨子を提案してもらった部分の資料でございます。

次に、参考資料2に移っていただきたいと思います。こちらが今年の6月から9月にかけて現地調査を実施した内容でございます。A3横使いの、折り込んでありますが、3枚組のペーパーでございます。参考資料2と表示しております。

こちらは実際に現地を歩いて予備調査、本調査を実施したペーパーでございます。

調査の流れといたしましては、景観計画の地域区分や屋外広告物の掲出状況を踏まえて、11地区の典型的な地区を予備調査対象範囲としました。また、予備調査地区の中から掲出状況、掲出量、掲出事業者などの特徴を整理して、部会の意見を踏まえながら6地区について本調査を実施しております。

調査の内容につきまして、簡単にご説明します。

まず、予備調査といたしまして、現地の確認をした上で、写真等の整理を中心にまず調査をしております。一定の景観配慮が見られる重点地区内の状況、また、商店街における屋外広告物の掲出の特徴、幹線道路や荒川沿岸の遠目から見た場合の見据え方等を意識した広告物の特徴などを整理しているところでございます。それがこちらの調査でございます。

また、先ほどの1ページのところでございますが、右下に表がございます。本調査の部分についてご説明したいと思います。

こちらの表は6地区について調査した部分でございまして、広告物の大きさでございましてか色彩の量を、計量的な調査を含めましてより詳細な実態調査を行ったものです。

また、成増のスキップ村におきましては、49棟の建物に対して600面を超える屋外広告物

が掲示されておりまして、1棟当たり13前後の広告物が設置されておりまして、広告物の総量についても地域性があることがわかっております。

こうした各地区の調査に基づきまして、ガイドラインの4章、6章の中で少しでも戦略的に生かしていきたいと考えております。

続きまして、飛びますが、参考資料の8をごらんいただきたいと思っております。

参考資料8につきましては、A4判縦使いで4枚ほどのアンケートと書いてあるものでございます。

こちらは、ガイドラインをつくるに当たりまして、区民の皆様がどのように捉えて、どのようにお考えになっているかという意向を把握するために、板橋区の制度でございますタウンモニター・eモニターという制度を活用いたしまして意向調査を実施します。

資料は、実際にモニターさんに送り、ご回答いただく調査票でございまして、内容についてのご説明は、今日は時間の関係で省略させていただきますが、このようなものも実施して、意向等の確認をしていきたいと考えております。

大変雑駁な説明でございまして、ガイドライン策定のための説明についてはこれで終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明、かなり細かい点もありましたが、今日、ざっと見ていただいて、委員の皆様からのご質問やご意見をこれからお受けしたいと思っております。

いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

どうぞ、井上委員。

○井上委員 資料2-3を読ませていただいたのですが、公共サインについての質疑がありまして、その中で板橋区公共施設整備景観ガイドラインのP57と58に公共サインとして配慮すべき内容の一例を記載しているという回答があって、見させてはいただいているのですが、景観ガイドラインを民間の人たちに進めていくに当たって、板橋区が率先して公共サインのすばらしいものをつくっていく必要があるように私自身は思うのです。

公共サインのほうがすごく簡素というか、一応、配慮すべき事項というのが載っているのですが、もう少し板橋区の区民の人たちとか商店の人たちだとか、大規模な事業者さんたちを導いていけるようなものを作成する必要はないかと私自身は思いまして、事前に横浜市とかその他の自治体の公共サインのガイドラインも拝見してきたのですが、そういった点については、どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思っておりました。

○議長 はい、どうぞ。

○都市計画課長 公共サインについてでございますが、横浜市は先駆的に取り組みを進めているのは認識しております。

区としては、今、ここに書かれているような公共サイン等取り組んだものはございますが、今後、取り組みを進めていくことになると思います。

ただ、道路の標識とか、法律で決められている部分、また、基準のある部分については、それをさらにもう一步踏み込んでいくのは、交通安全上の必要な部分というものであれば、その交通安全上の必要な部分として定義されている部分でございますので、そこについては景観のほうでそれを左右するものではないと考えております。

こういう形で屋外広告物のガイドラインをつくっていきますので、区としてはよりわかりやすく有効に活用できるようなサイン計画というのは当然必要だと考えておりますので、その辺のことについては関係課とも含めて検討を進めていきたいと考えます。

○議長 どうぞ。

○井上委員 そうですね、安全性に配慮しなければいけないというのはわかるんですけども、板橋区内に公共施設のサインって、かなりの数がありますよね。それがおしゃれになるだけでも大分違うと思うので、今おっしゃっていただいた意見というのは、板橋区の人たちをリードする広告をつくる方向でという受けとめでよろしいですか。

○都市計画課長 すみません。2つのことが一緒になってしまったかもしれませんが、広告である部分と施設の案内をする部分というのは使い分けなければいけないと思います。

施設の案内する部分については、一定の基準なりを、もしそういうものがあればそういう形で進めたほうがよろしいかと思えます。ただ、広告といったときに、今デジタルサイネージとか、いろいろ区の建物内でもやっている部分がございます。今回については屋外広告物ということで、外部での掲出を規制することを考えております。内部については、今後、オリンピック・パラリンピックに向けて、多言語表示とかも恐らく検討していく中で決められていくと思いますが、外部に掲出する屋外広告物のおしゃれさという部分については、なかなか区の中ではその部分を明確にしていくことは難しいかと思えます。

ただ、わかりやすさとか、安全性の追求という部分については、当然、必要なことだと思いますので、そういう部分についてはより検討を進めるような形で進めたいというふうには考えます。

○議長 どうぞ。

○井上委員 何というのでしょうか、おしゃれってそれぞれ違うので、おしゃれという表現は適切ではなかったかもしれないですけども、もちろん、シンプルかつ洗練されたというものだと思いますが、横浜市とかだと、公共サインについてもきちんと書かれているわけですよ。

今回の広告物のガイドラインについては、かなり詳細に何十ページにもわたって書いていくようなイメージになっていくわけですよ。それで板橋区はどれぐらい頑張っているのかなと思ったときに、公共サインのガイドラインを見たら、2ページで終わってしまっていて、ほかの市町村だと、多言語化していこうとか、安全性にももちろん配慮するんだけど、どういった基準でつくっていこうというのを明確に、それも冊子みたいな形で定められているので、そういった点をもう少し進めていただけたほうが、お互いに頑張りましょうというような感じにはなるのかなと思いました。

もう一つ、先ほどタウンモニターとeモニターというのがあったのですが、私、以前、議会でも何度かタウンモニター・eモニターの有効性というのを取り上げてきたのです。タウンモニターさんというのが、基本的には板橋区サイドから推薦された方々がほとんどですよ。一般の住民の人たちの声を聞くというのには、タウンモニター・eモニターというのはふさわしくないと判断しているのです。その辺についてのご見解もいただきたいのです。

○議長 どうぞ。

○都市計画課長 タウンモニター・eモニターは区の制度ですので、それが望ましくないという言い方はできないと思います。当然、区の制度としてやっていますので、十分な意見がもらえるものと考えております。

また、一般の方たちからの意見と言うことも視点としてはございますが、今回そういう意味での全区民を対象とした意向調査を実施することは考えておりません。それは、今回のアンケートについては、現地の屋外広告物の設置状況等の調査を踏まえ、屋外広告物の設置については、屋外広告物が街並み景観との調和を図る必要があるのかないのかなどについて、区民の皆様がどういうお考えを持っていられるのかを把握するために行うものであるため、タウンモニター・eモニターを活用できればと考えたからです。

○議長 どうぞ、井上委員。

○井上委員 タウンモニターの構成とかは、きちんと把握されていらっしゃるのですか。何かほとんどが地域センターとかいったところからの推薦によって構成されていて、年代もかなり偏りがあってというような状況なので、もう一度そのあたりをきちんと見ていただきたい。

例えば、横浜市だと10平方メートル以上の広告物に対して規制をかけますよと。そこに対しては罰則規定もあるし、市長の手續が、承認があって初めてというところですよ。板橋区はその辺まだ明確ではないですかね。本編だと、小規模な事業所も対象として守っていただくようにということになっていらっしゃるように拝見していて、まだ案だと思うのでよくわからなかったのですが、全域の人たちがかわることですよ。板橋区民、商店の方々とかが関係してくることだと、タウンモニター・eモニターというのはそぐわないのではないかと私自身は思っています。

罰則規定とかはないような雰囲気や質疑とかをされていたのですが、それが無いと有効性というのどこまであるのかという懸念を私自身は思いました。全商店とか、小規模な事業者にも守っていただけるようにと書いてある反面、逆にわかりづらいというものもあるでしょうし、逆に小規模な事業者さんたちに守っていただきたいものを小冊子みたいな感じにしてしまったほうが、受け取る側としてはありがたいのかなと。小さな店舗の人たちが、看板について配慮してくれと言われて、こういうのを読むのかというと、全域の人たちが対象ですよと、逆に全域が対象であるからこそ守りづらくなってしまったということもあり得るでしょう。

横浜市だと10平方メートル以上は罰則規定とかあるんですけども、板橋区としてはその辺、小規模に対してのことと、大規模な看板に関してのことはどのような罰則なのか、どれぐらいのレベルで対応しようと思っているのか、お聞かせください。

○都市計画課長 まず、先ほどのタウンモニターの件ですが、今回、区民の方から意見をいただきたいという意味でアンケートは実施しますが、実質的には業者さんに対してどういうものやっていくかということのガイドラインの要素もありますので、一定の意見をお聞きすることの必要性と実質的にやっていく部分で、広告物を掲載する業者さん側に対してもガイドラインというものは有効に機能すると思いますので、言い方はあれですけども、そういう業者さんに知らせるものとしては、この機能は十分発揮すると思っております。

次に、先ほどの罰則の話ですが、屋外広告物の取り組みで今回考えていることは、東京都は屋外広告物条例というのを持っていて、その条例は区の広告物を対象としています。先ほど横浜市と言われたのは、横浜市が横浜市内のことをやる話で、東京都が東京都内のことをやる話になると東京都の話になって、区の中には罰則というものはつくっていく予定ではございません。

区の中の取り組みといたしましては、今、景観計画で緩やかな表現を書いて、広告物に対

しても取り組みを進めていきたいと思います。その次の段階として、ガイドラインをつくることによって、その緩やかな中でもさらにもう一歩上がった形で取り組みができるようになると思います。横浜市のレベルまで行くのには、もう2段階か3段階進んだ段階で、東京都屋外広告物条例に基づく手法を区の方で活用する形になると思います。そこまでいったときには、都条例による罰則規定というのを区のほうで持って、取り組むことになります。

実際には、都条例の板橋区版、正式に言うとまちづくりのルール、「地域ルール」というのを都条例施行規則の中で東京都につくってもらおうと、区のほうでそういう規定も実際には運用できるようになります。ただ、区で運用する際には、東京都に認めてもらうために区の広告物を出している全部の方に承諾をもらってからでないとその条例は変更してもらえないと言われていまして、それは、実質的には相当ハードルの高い状況です。

ただ、そうだからといって何もしていないのではなく、景観計画にやわらかくうたっている部分をより実質的な部分で少しでも進ませるためにガイドラインを設置して、ガイドラインの中を見ていただいて、少しでも守っていただく部分を増していくことによって、広告物としてのいろいろな取り組みに役立てていきたいというところが本質でございます。

○議長　そろそろ区切りたいのですが。

では、山田委員。

○山田委員　ご説明ありがとうございました。

屋外広告物に関しては多くの方が課題を感じていると思いますし、現状に関して違和感を感じているのだと思います。いろいろな都市の情報なども容易に入ってくる世相ですから、ほかの都市と比べてどうか、自分が旅行した先と比べてどうかというのは、日ごろ感じるところだと思います。

この屋外広告物というのは、本当に深い山に入っていくような印象というか、その中で木の葉1枚1枚の色分けをしていくような大変厳しい作業になっていくんだと思います、突き詰めていけば。

ただ、何もしなくてもいいというわけではないので、何かしらしていく施策、手の打ちようがあるのであれば、していくということなのだろうと思います。

そこで、ちらっと先ほど都ということでご説明がありましたけれども、他区は今どういうような取り組みをしておられますでしょうか。何か事例として一つ、内容までは深くは難しいでしょうから、進捗状況とかを教えていただければと思います。

○都市計画課長　まず、地域ごとのルールを導入している区が3区ございます。こちらは江戸

川区の一之江境川親水公園の部分と千代田区の麴町の地区計画の部分、さらには品川区の景観計画の東海道の旧品川宿の3カ所で進めております。

まず、品川はわかりやすいと思うのですが、もともと自分たちでまちづくりを進めていく中で、一定のルール化を進めていました。その中で景観的な取り組みをやった中で看板、サインなどの広告物について地元ルールというものをつくっていて、そこに後から景観のルールで屋外広告物に入ったものですから、それはもう皆さんが守ろうとしていて、そういうルールをつくるのだったらどんどん入れてくださいみたいな感じの地元だったので、そこは東海道の品川宿のルールが決められています。そこは、かなり進み方としては一番望ましいというか、うまく進んだ状況で、先ほどの1枚1枚の葉ということ森をつくっている人たちが、最初からそういうふうに考えていたので、そこは非常に進んでおります。

あとの江戸川区と千代田区につきましては、東京都が、例えば江戸川区であれば整備された親水公園があって、そこを景観上重要な地域として考え、その周辺を対象とし、東京都屋外広告物担当と一体として進め、親水公園に合った景観の広告物ということで、都条例の施行規則の一部改正を行い、屋外広告物について規制をかけた事例です。

先ほどの井上委員さんの話もごさいますが、東京都の条例というところが少し区としてかわりづらくなっている部分もありますし、厳しい中で取り組むことになると思います。ただ、先ほどおっしゃっていただいたように、何もやらないということではなく、ガイドラインをつくって、少しでも進めていこうということで、今、やっているところが実情でござい
ます。

○議長 どうぞ。

○山田委員 ありがとうございます。

もう一つ。私もよく議会でも発言させていただくのですけれども、町並みとか、景観とか、公園の居心地のよさとか、そういうことで見た目の景観というのは、非常に重要なファクターになろうかと思っているのです。板橋区として主体的に屋外の広告の商業デザインとかに触れていくことで、板橋区自身の広告物というものを、先ほど井上委員からもあったように、より洗練をされていく必要があると思います。

それは、ただ、何でもお金をかけて外注をすればいいというのではなくて、やはり、その地域に合わせた、コストもしっかりと見合ったものを、愛されるものをつくっていくということも必要だと思います。

一方で、区として、よく都市整備部とか土木部の所管の中で掲出される広告といえますか、

立て看板というものがあるかと思うのです。公園の中にも、例えば、大した広さではない公園であっても、入口ごと、また、入ってしばらくすると「ここで犬の散歩はやめてください」というような広告が幾らでも出てくる。こういうような公園の居心地のよさはどうなのか。あるいは、まちに出ていても、歩道沿いに「ここではごみを不法投棄しないでください」という看板が立っている。立っていること自体はいいかもしれないけれども、長年立っているのです、ここでうたわれているような老朽化が進んでいる。

こういうような状況を区自身が今後チェックをして改善をしていくという必要性、自分たちのやっていることこそ、まず、隗より始めよではないですけども、チェックをして改善をしていくという視点がこのガイドラインをつくっていく中でもっと高められていかなければいけないのだろうと私自身は思っていますけれども、その辺のお考えについて教えてください。

○都市計画課長 まず、公共サインについて今おっしゃられたことは、広告物かどうかといったときには、厳密に言うと広告物には当たらない可能性があります。ただ、実質的に老朽化している部分というのは、安全性という意味では余り望ましくないことですので、その点については関係部署等とも打ち合わせをして、区の施設を区民の方が安全に使っていただけるような取り組みというのは、広告物に限らず、看板に限らず、いろいろなところで当然必要なことですので、それについて、今出たような施設管理者のほうにもお話をし、そういう取り組みは進めていくべきだということで話はしていきたいと思えます。

○山田委員 広告物では当然なくて、目的も多少違うと思うのですけれども、一般の区民の皆さんから見たときに、やはり立っているものの形状が同じであるということとか、そこで何かしら訴えようとしている情報が載っているということで考えると、やはり広告物に近いものでありますし、そもそも景観条例という条例に基づいて景観というくくりでこの屋外広告物というものを、今、話をしているのです、一つ問題提起をさせていただきました。

それと、最後になりますけれども、大変難しいと思うのは、夜間の電光掲示板。どこかでもうたわわていましたけれども、LEDなどが普及しまして、大変廉価で明るい明かりが町なかでともるようになりました。

そうした中で、すごく加速度的に普及をしています。まずはパチンコ屋さんで導入されたりということもありますけれども、これからも広がっていくんだと思います。最近、コインパーキングを示すシンボルのパネルなんかも掲示板が光ったりしていますし、こういったことが課題であって、すごく難しいことだと思えます。その辺をどこまで立ち入っていくの

かというのは、一つ挙げられてはいましたので、今後、話し合っていられるのだと思います。

もう一つ、ガラス面ですね。ガラス面に張りつけられているような広告物とか、ガラスから透過して見える中のものまでをどうしていくのか。コンビニエンスストアは最近色を合わせていくところもありますけれども、実際、割と大人向けの雑誌の表紙の部分がガラスに透けて見るとか、そういう先進国としては少し、これから外国の方々をお迎えするには恥ずかしいような写真とかいったものが町なかで掲出されていたり、それに限らず、ガラス面にはさまざまな広告が張られている状況であります。

こういった立ち入っていくにはなかなか骨が折れるようなところに対して、どのように区としては考え、向かっていくのか。まだこの時点では深く話すことはなかなかできないと思いますけれども、まず、お考え、方向性があれば教えてください。

○議長 どうぞ。

○都市計画課長 先ほど公園の話で少し自分が言葉足らずだった部分がございます。確かに、広告物には該当しませんが、景観の一部ではありますので、できることなら区で一定のルールでもって全体としての考え方を示せるような形で動ければいいかと思っておりますので、関係部署とは調整したいと思っております。

続きまして、先ほどのデジタルサイネージとか、電光掲示板とか、いろいろ言い方はあると思うのですが、光源を用いた夜間の看板というものが、なかなか規制しづらい部分がございます。例えば、大手の企業でございますとか、あとはある屋外広告物の関係団体では自主的なルールをつくってやっていると聞いたことがあります。そういう部分については、そういうルールを尊重していただいてやっていただいているのが、現状でございます。

あと、建物の内部の部分、ガラス面に張られた部分とか、ガラス越しに見えてしまう部分というのが、広告物という判断がなかなか難しいところでございます。

現実的には、相談のあったときには配慮してほしいということで、今も仕事の中ではその辺についても工夫を求めるような取り組みは進めておりますが、そこについて実際に言及していくことが屋外広告物という捉え方の中では難しくなってしまうので、そこについては今回の中で例示とかをしながら、規制という言葉でできるかどうかは難しいですが、配慮事項的に、例えば、こういう部分であれば、もう少しこういうふうにすると街並みに即した、また、景観上もチェックが入っていると見られるような使い方ができるようなものを幾つかの例を挙げてやっていきたいと思っております。

それは、日よけとか、ほかにもいろいろ看板的に見えるようなものというのが、建物外部

に多く突出したりとか、また、建物越しにいっぱい見えるものがございますので、その辺の工夫というものを、規制という言葉は使いませんが、配慮事項として写真例とかいろいろなものを使って、こういう場合はこうですよというようなことで配慮、誘導できるような形で取り組みたいと思っています。

○議長 ちょっと区切らせていただいてよろしいですか。できるだけ幅広いご意見を伺いたいで、ちょっとこちら側から。こちらの委員の皆様方から何かお気づきの点や……。

はい。

○鈴木（孝）委員 すみませんね。なるべく短く質問したいと思います。

鈴木ですけれども、私のほうは3つばかりあるのですが、区立、官立ですよ、ほかの東京都や何かもあるんですけれども、公園、役所の広告について、中山道なんかというところかい国土交通省か何かのありますよね、確かめてはいないのですが。

その点で、板橋の公園の広告というのは、道路からよく見える広告は余りないのだけれども、どうなのですか。よく周知する、観光のためにも、ある程度の道路からは公園の案内があつてしかるべきかなと思うのですけれども、その辺のところについては、どうも近くまで行かないとわからないようなところがあつて、ちょっと広告が宣伝としては弱いかなと思うので、適正なところをお願いしたい。

また、もっと先行的な話としましては、5号線の高速に入るところの清水地区の中のあじさい公園というのが、簡単に言うと今発展途上で、過日、まだ一月ぐらい前に高速道路の下にアジサイをたくさん植えていただいたのです。それで、あれはあじさい公園として、出井の泉の史跡として、今、広めていこうという途上ですけれども、そのときに、その看板を持つときに、清水地区の単位で区がやるのか、それともこっちのほうでやるのか、観光課がやるのか、その辺のところを少し先取りして、立ってしまつてから、こんなみつともない看板ではだめだとか何とか言うのではなく、発展途上のところなんだから、先取りというか、先行してここにはこういう看板をつけましょうと。特に、国道5号線の高速の下ですので、規制もあると思うのですよ、自分の区有地ではないので。その辺のところ。

それから、公園の私道の部分もありますので、その辺の広告について、もっと早目早目に手を打って、後の祭りではしようがないので、ぜひひとつお願いしたいと思います。

それからもう一つは、連動するんですが、中山道、旧道のところがありますよね。その旧道が、ご承知のとおりだんだん中山道の宿場としての体裁がもうほとんど消えそうになつてしまつて、宿場町の体裁はないのではないかと思うのです。もう少し中山道の宿場町として

の体裁を整えるような広告を打つとか、看板を打つとか、それからもう一つは、書き割りではないのですけれども、店舗店舗、古いお店を大事にするのと、店構えをもう少し何とか宿場の雰囲気が出るような、維持できるような形にしないと、中山道の観光としての意味は消滅すると思うので、その辺のところ。

そして、ご承知のとおり中山道宿場会議というのがあるのですけれども、そこに出るとか出ないとかいう話にもなっていますので、それとはちょっと違うのではないかと思うので、その辺はもっと力を入れて宣伝しなくては、広告を打たなくては、看板を出さなくてはいけないと私は思っております。

それから、細かい話が2つですが、区の掲示板がありますよね。あれはどこが管轄課なんですか。地域振興でやればいいんだろけれども、何千枚ってありますよね。あの掲示板の紙が、もう雨だとぴらぴら、雨にぬれるとみっともない。ずぶぬれで、見る人は見なくなる。やはり、見やすい広告物。そのためにはもう少し工夫して、一例を挙げれば、あの掲示板の前に少し厚手のビニールのもをかぶせて、自分の費用でやっているところもあるのですね。下におもしをつけてあまり飛ばないようにすると、雨がかかってもぬれないというようなこともありますので、もう少し区として、みっともない、雨にぬれてひらひらしているようなこと、抜け落ちてぶら下がっているようなことをしないようにひとつご配慮願えればいかと思います。

- 議長 鈴木委員、最初に3点申し上げて、最初の話は公園の看板を何とかしてほしいということ。2番目は中山道の問題と3番目は掲示板。その3点でよろしいでしょうか。
- 鈴木（孝）委員 はい、以上です。
- 都市計画課長 わかりました。ありがとうございます。

まず、あじさい公園のことをPRするためということでございますが、これは観光課のほうで話をしまして、看板の掲出方法とか、どういうものが望ましいかということの打ち合わせをさせていただきたいと思います。

中山道の宿場町の話ですが、中山道の板橋地域については、地区計画というものを定めて、少しまちのあり方も検討した上で、今、進めてきたところですが、実際には本当の意味での宿場町、僕の知っているだけでも二、三十年前はもう少し宿場町らしいお店とかがいっぱい並んでいて、何とか残せないのかななんて思っていたことがあって、実際にその当時都市整備部と当時商工課というのがあったと思うのですが、そちらでまちを歩いて、何とかしていけないのかという話を何度か進めたことがあったのです。

その当時は、バブル時代だったこともあって、お店の方たちも、残すというよりは自分たちのお店をどういうふうにしていこうかということ強く思っていたみたいでしたので、その当時うまくそういう話が進まなかったのが、今思うとすごく残念です。よく町がうまく残せなかったのかなという話を聞くときに、若者ながら自分ももう少し頑張ればよかったなと思ったりもします。

ただ、地区計画が決まりましたが、今後、景観の重点地区等の取り組みも不動通りあたりから考えていこうと思っていて、時間はかかりますが、一応、その辺のことについては取り組みを進めたいということで実施計画などに乗せていけたらと考えております。ただ、まだこれは決定事項ではございませんので、そういう気持ちで、今、取り組みを進めたいと思っております。

まちにある町会さんとか、役所のほうでも掲示板につきましては地域振興課でございますので、区に多分1,000とか2,000とか相当数ありますので、あの部分が全体的にきれいに見えるようになっているだけでも町の雰囲気全然違うと思いますので、そこについても調整させていただけたらと思います。

○鈴木（孝）委員 後押ししてください。

○議長 大事なお話だと思います。

○都市計画課長 はい、わかりました。できるだけ私どものほうで何かルールづくりに向けてして、検討していきたいと思えます。

○議長 では、ほかの方の意見。

はい、どうぞ。

○浦谷委員 一つ、今の。本来広告というのは実際には商業的なものなので、僕は区の施設に広告という概念は基本的には当たらないのではないかという気がします。

ただ、先ほど言われましたように、区の施設に対する案内の看板というのが確かに、私も今観光センターに行っていますけれども、あそこを含めて表示がやや不親切というか、そういうところがありますので、全体としては区の広告というよりも、むしろ案内表示をきちっとしていただきたいというのは、先ほどの意見と同じです。

それから、私は高島平に住んでいまして、高島平の中ではそんなに広告物でひどいというのは今のところ感じておりません。ただ、観光ボランティアをやっていると区内全体に行きますので、やはり一部何となくそぐわないなという感じがありますので、それはやっていただきたいと思えます。

今これを全部読ませていただいて、区のガイドライン、こういうのは私なんかは正直言って今まで屋外広告物とか景観というのは素人でしたけれども、こういうのを読ませていただいて、素人でもわかるような感じなので、非常によくできていると私は感じています。ですから、今後、こういうガイドラインをきちっと進めていただきたいと思います。

ただ、地域とか地区によってはいろいろ利害損得がちょっと違うと思いますので、その辺は余り急がないで、何かここをすぐやれというのではなくて、じっくり時間をかけて慎重に進めていただければ非常にいいものができるのではないかという感じがしております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

どうぞよろしくをお願いします。

○黒瀬委員 黒瀬と申します。

今議論している広告物というのは、景観ガイドラインとして議論しているということで、私は常々景観ということを経営すること自体が地域の人たちの成熟度をあらわすものだと思っているので、罰則ということを考えることよりも、よりよいデザインというものを評価していく、それを示していくことによって、できるだけ自主的な意味で気づいて、よいほうに向かっていくという方向にやるのが、景観ということから考えた取り組みだと思うのです。

ただ、それともう一つ並行して、やはり安全性であるとか、あるいは省エネであるとかいうことは、むしろもっと具体的に考えていく。少し切り離して考えたほうが、景観としての考え方のアピールになるのかなという感じがしています。

○議長 はい、ありがとうございます。

では、こちらに。鈴木委員。

○鈴木（こ）委員 今回、初めて参加させていただきますので、質問が重複したらご了承いただきたいと思います。

私は2点ございます。

幼少期から私は大山ハッピーロード商店街を母親に手をつながれて、ずっと買い物をしてきました。現在、大山ハッピーロード、東京の中でも一、二番を争う本当に人気の商店街でございます。

ちょっとすみません。看板の話と若干ずれますけれども、何年か前に商店街で自転車で通行していたときに、たしか老人の方が一人お亡くなりになったというお話も聞いております。そこから、現在はそういった自転車を乗ってはいけませんとか、本当にモラルが向上され

てきたなという実感があります。

何点かご質問させていただく中に、ガイドライン（本編）の21ページ、「突出し看板・袖看板」と書いてあります。ちょっとすみません。今、私も大山ハッピーロードをよく買い物で使うんですけれども、この突出しの看板は、例えばですが、四季折々で色を変えたりですとかいったことは、板橋区のほうでは考えていらっしゃるんでしょうかというのが、まず第1の質問でございます。

○都市計画課長　そういう夢のあるような取り組みができればいいと思っておりますが、現実的には広告物自体は事業主さんが出すものでございます。費用負担とか相当かかると思いますので、区の商店街の振興事業としてそういうことの取り組みができるようであれば、そういうものがつながっていくのかと思います。関係部署には少しお話をしていきたいと思っております。

○鈴木（こ）委員　ありがとうございます。

今、大山ハッピーロードは若者もかなりいろいろなところから、吉祥寺から住まいを移したりとか、そういったアンケートでもかなり板橋が上がってきていると私も認識はしております。

先ほど山田委員からもお話があったとおり、夜のネオンというふうな角度なんですけど、例えば人気店の居酒屋が一日中看板を出していたりですとかいったのが、ままだ見受けられます。これに関しては、人気店でございますので、当然、午前中から出すというのがいいのかどうか。それは、例えば許容範囲なのか、そういった全体的な地域バランスも考えて、そういった人気店が、通常の大きなハッピーロードの商店街からちょっと看板が出てしまっている。それが事故につながってしまうというふうなところは、今、区として注意啓発はされているのでしょうかというのが第2の質問です。

○都市計画課長　まず、区としてというか、今回、ガイドラインの中では、もともとの不法というか、置いてはいけないところに置いているようなものがあつたときには、それはガイドラインの中の範疇では扱えないんです。実際には、占用許可をとって、認められていないと置けないものから、恐らく道路上に置くこと自体はできませんので、取り締まりを専門部署のほうで対応しています。

○鈴木（こ）委員　ありがとうございます。

実際に夕方ですとか、そういったときに、本当に人気店に関してはそういった看板が出ているというのは事実でございますので、そこだけご認識をしていただきたいと思います。

もう1点だけ。ときわ台の駅前ですね。これは先ほどもありました景観形成重点地区ガイ

ドラインの中に入っております。ここは私の地元でございまして、北口のロータリーをおりますと、目の前が、あるハンバーガーショップが入っていて、その上がテナントという形で、たしか6階か7階建てぐらいのテナントさんが入っているんです。

まず、ここからかなり奇抜な各会社さんのテナントの看板ですとか、そういったものがどうしても北口の駅前をおりて、目に入ってしまう。

それと、伝統ある常盤台小学校。まだまだ越境もされている小学生もいらっしゃいます。そういった小学生の子供たちが、朝、勉強をしようと、とにかく来ようという形で、朝来られると思うのですけれども、そういったものがちょうど目に入ってしまう。朝から不快感を、私自身もそのように思っているのですけれども、そういったところも、そのビルのテナントですとかいったところには、区として注意はできるのかどうか、ご質問したいと思います。

○都市計画課長 常盤台につきましては、今回調査いたしました参考資料2の3ページがこのあたりなのかなど。一番上のところに写真が載ってまして、この部分なのか、このあたりのことをお示しいただいているのかと思います。

区としては、地元の商店会等においてルールをつくって、どういうふうにしていきましようということの誘導の取り組みは必要と考えておりまして、その辺は先ほども説明をさせていただきましたように、本ガイドラインの策定により、景観上良好な屋外広告物の掲出に努めていただけるよう、商店主向けにもPRをしていきたいと考えています。

常盤台については、特にしゃれ街協議会という地元のまちづくりのグループがありまして、そちらのほうで頑張っているという聞いておりまして、その後、うまく進んでいるかどうかはわかりませんが、常盤台北口の駅前には、建築物そのものに取り付いている屋外広告物は案外少ないと認識していますが、つまり、大手ハンバーガーメーカーのような壁面広告物よりも委員ご指摘のとおり、窓ガラスにシール状の広告物が多く貼ってあるという状況です。実は今こうしたシール状の広告物が増加しており、何らかの対策が必要と考えており、これらについても、区のガイドライン上では、屋外広告物の一つとして取り扱っていきたいと考えているところです。

○鈴木（こ）委員 ありがとうございます。

今、お話があって、もう時間があれなんですけれども、前回、うちの会派のしばがお話しさせてもらった倉敷の美観地区ですとか、ああいったところの景観はすごくいいと私自身も考えているんです。

例えば、こういったガイドラインの中で、常盤台一丁目・二丁目、加賀一・二丁目地区と

いう重点のところに関しては、大手のコンビニエンスストアの看板の色を変えるですとかいったものについての取り組みは、今後、いかがなんでしょうか。

○都市計画課長 加賀と板橋崖線軸地区の赤塚地域につきましては、大手の看板も変えていただいているのが実情であります。

常盤台も実際には大手ハンバーガーメーカーも最初小さいものにしていただいて、区との打ち合わせではそうなったのですが、その後、こっそりと言うとちょっと語弊がありますがけれども、変えられたりもしておりますので、実際にはコンビニエンスチェーンもすごく協力していますので、そういうことは求めていくことは必要だと思っています。そのような取り組みは進めていきたいと思っております。

電柱や街路樹、標識等にシール等が貼ってある場合には、そういうことも実際にはやっていますので、そのことと併せて少しでも積極的に進めていけるような形で進めていきたいと考えております。

○鈴木（こ）委員 ありがとうございます。

○議長 それでは、小原委員、お願いします。

○小原委員 小原でございます。

私の場合、質問ではございません。たまたま今ハッピーロードという話が出まして、私、まさにハッピーロードにおりますので、現状、どんな取り組みをしているか、ちょっとご説明したいと思えます。

自転車に関しましては、確かに何年か前は大変危険な状態で、私のお店にもけがをされた方が来まして、どうしてくれるんだということがありまして、これは放っておくと本当に裁判沙汰になるのではないかとということで、自転車は、乗り入れ禁止はちょっと難しいでしょうから、せめて押して歩いてくださいというのを3年ほどやっております。

最初は区から補助金をいただいて、シルバー人材センターにお願いした。今、それも切れましたので、自費でやっております。あれはずっと継続してやっていきたいと思っております。あれは非常に効果がありますので、ぜひよその商店街や、よそのまちでもやられたらいいのではないかと私思っております。

先ほど立て看板とか、いろいろな広告物の規制の件ですけれども、今、大山は、ご存じだと思いますけれども、まちづくりということで条例をつくっている最中でございます。その中には、当然、こういう看板の規制だとか、風俗の営業店は禁止だよとか、さまざまな問題点を織り込んだ条例を作成中でございますので、それができれば、幾らかでもそういう景観

というか、街並みの規制になるかと思っております。

現状、私ども商売をやっている、先生がおっしゃられたように、やはりはみ出しがあったり、広告のボリュームが大きかったりで大変苦勞していますけれども、それは、私ども個人商店がやめろというわけにはいきませんので、何とか条例でもって規制をしようかと思っています。

美観の問題で、どうしてもアーケードがありまして柱があるものですから、そうするとそれに勝手にいろいろなビラを張られて、まち全体が非常に見苦しい状態になりまして、あそこには一切張り紙をするなど。商店街も決められた場所以外のものには張るのをやめようという規制もしてあります。

そんなこんなで、見た目がきれいであるということが一番大事だろうと思っておりますし、サインも、ここから何メートル行くと川越街道だとかお地蔵さんというサインもちゃんとデザインしていただきまして、統一のデザインでやっております。

先ほど山田先生のほうからもご指摘がありましたように、私もいろいろな公園に行ったり、区のいろいろな施設に注意書きが書いてありますけれども、あれは手書きで書いたり、パソコンでやったりとか、小さなことですが、日常目にするものがきれいなデザインであったほうが非常に気持ちがいいし、すっきりしていますので、ああいうのはぜひ統一したデザインのサインでやっていただければと思います。

日本のサインのデザイン技術というのは、世界にも優秀なデザインを誇っていますので、やろうと思えば幾らでもきれいなあれができると思います。ふだん目に入るものもいいデザインであれば非常に気持ちがいいですから、不快感がないということですので、ぜひそういう小さなことからやっていかれて、大きなことは条例とか何かで規制をしますもので、そのように現在のところはやっている最中です。

質問ではありませんけれども、そんな形です。

○議長 ほかにまだ。

荒川委員、どうぞ。

○荒川委員 私も今回初めてなので、過去のことと重複したら申しわけありません。

○議長 すみませんけれども、できるだけ手短にお願いします。

○荒川委員 幹線道路のことで、参考資料2の2ページに書いてあるのですが、「交差点付近に派手な看板が集積し、景観阻害だけでなく安全面でも危惧される。」とあるのです。

マンションの上はかなり大きな看板が立っているわけですがけれども、仮に、例えば隣とか

近くに大きなマンションが建ってしまうときには、こういう看板というか、広告が害される
というか、そもそも見えなくなってしまうということがあるわけです。そういうところは規
制ができるものなのですか。それはわかりますか。

○都市計画課長 看板の建物側……。

○荒川委員 建物を建てる時、要するに隣に建てる時に、建てられてしまうものなのか、
こういう理由でそういう規制とかがあるのかということですか。

○都市計画課長 建物を看板があるからといって規制することは難しいです。あくまでも看板
は、今までいろいろなご意見をいただいたように、広告物でございますので、建物があるこ
と自体を看板側が規制することはできないと思います。

○荒川委員 それでちょっと気になったのが、そうすると、規制がないわけですから、どんど
ん大きいものということが予想されるわけではないですか、今だって建てるものが。だから、
そうなる時さらに広告物というのがどんどん大きくなっていってしまうのかなと思うので、
そういう点でもルール化が必要ではないかと思っています。

もう1点だけ。商店街で成増スキップ村の写真があるんですけども、これは量を減らす
というか、広告物、しかもこれも見てもやはり大きいですね。チェーン店が大きく、これ
は写真の中でそう出ているだけかもしれませんが、量を減らす誘導というふうにある
んですが、これについても具体的にどういうことができるのか。難しい面もあると思うので
すけれども、お願いします。

○都市計画課長 まず、看板の大きさにつきましては、広告物の条例がございますので、そ
らのほうで制限しております。

全体的な量を減らすという部分については、修景という意味で何かしらのルールを定めな
がら今もやってはおりますけれども、もう少し踏み込んでいく必要があるのかなと思います。

○荒川委員 何でこんなことを言ったかということ、本当はもっと広告物を出したいところがあ
ると思うのです。例えば、中小の商店だと、こんな大きいのはなかなか出せないと思いま
すし、出す場所も何でこんなところにあるんだろうみたいところにあたりして、ちょっと悪
循環というか、そういうものが生まれているとは思っています。やはり、この商店街をもっ
とよくしていくという意味でも、景観の意味でも、そういうルール化というのはもっと話し合
いが必要かとは思っていますけれども、そういうことはやっていただきたいと思っています。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

部会のほうでいつも議論していただいている廣瀬委員、きょうの議論の中で何かお話ありませんか。

○廣瀬委員 議論しながらいろいろつくっていく中で、最初の板橋らしさというのが、改正後に「板橋の魅力を高める」というようなことで、板橋らしさというのがなかなか見えないので、倉敷なんかはわかりやすいですからいいんですけども、そうではないので、なかなか苦労しているのですが、やはり、見たときに、いいものはいいと感じていただけると思うので、そういうものをどう発信していくかということでこういう冊子ができているのですが、これから条例とか規制もできないのかで考えると、これをどう啓蒙していくか。

商店街であったり各種団体に区がどこまで啓蒙していけるか。景観アドバイザー兼みたいなこととか、何か勉強会をして、地域の方たちに意識改革をしていただくということがこれからの大事なことなのかなと委員会でも議論がありました。

ぜひこれを活性化するように議論をしていければと思っています。

○議長 ありがとうございます。

天野先生、いかがですか。

○天野委員 天野です。きょうはいろいろ議論をいただきました。

あくまでも区ですと、先ほど事務局でもお話があったように、ガイドラインなので罰則に基づいて強制的にやるということではなくて、こうしてくださいね、このほうがいいですよねということなので、なかなか罰則までは難しいと思う。規制と誘導という話があると思います。

そういう意味では、きょうは最初のうちなので、この後、6章あたりは次回でいいかと思いますが、できるだけいい広告を出していただくように、区民の理解を得ないと、強制的にこれをやったらだめよと排除するとか、罰則があるという話ではないので、こういう気持ちでやっているというのを区民の方々にいかに理解してもらうかということが大事かと思っていますのが1点目です。

もう一つは、きょういろいろお話しになった中で、きょうの話は屋外広告物の話なんですけど、公共サインの話ともう一つ標識の話と3つがまざっているような気がするのです。もちろん、標識で何を出すかというのは標識令がありますが、場所によっては標識令に基づく標識に乗せられるように地点を登録するという手を使って標識に乗せるというのと、公共サインというベースで板橋区の公共サインとしてどうやっていくか。もちろん、いろいろな案内板のデザインの取り扱いも含めて、公共サインという話があって、確かに、公共施設整備が

イドラインというのが2ページしか書いてないのですが、そういう要求が多ければ、公共サインについて決めるところは決めるという形で、何かそっちも検討する必要があるのかなと感じました。恐らく広告物とは随分性格が違うので、そこは仕分けて、必要だったらつくっていく必要があるのかなと思いました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

もう一つ案件がありますので、2番目の案件はこれで打ち切りたいと思います。

3番目に移りたいのです。「色彩基準の一部見直しについて」という資料のご説明をお願いします。

○都市計画課長 それでは、ご説明させていただきます。

前回の部会までで、色彩基準の一部見直しについて検討していくことについてご了承いただいているところでございますが、今回、このことを受けまして、前回の審議会で報告させていただいた件とあわせてご説明したいと思います。

後ほどご確認いただきたいと思いますが、参考資料4に第6回の議事録をつけてございまして、こちらにそのような内容が書いてあります。

それでは、資料3に基づきまして、ご説明させていただきたいと思います。

まず、資料3をごらんいただきたいと思います。A4縦使いの2ページものになっております。白黒の文字だけで読みづらい部分がございますが、よろしくお願ひいたします。

これは、第9回の部会で資料として出させていただいたものをベースにして作成させていただいております。

まず1ページ目でございます。

こちらにつきましては、色彩の基準の運用状況等を説明させていただいております。その運用状況も踏まえまして、現在、板橋区の基準では導入しておりませんアクセントカラーというものにつきましてはの導入を検討しようというものでございます。このことにつきましては、第8回、第9回の部会で議論をさせていただいております。さまざまな意見をお出しいただきましたので、ご報告させていただきます。

今回の見直しでございますが、基準の強化または緩和ということ言えば、緩和側に多少動くこととなります。現在のアクセントカラーを設けて、景観計画を運用している特別区以外の自治体でございますが、18区中9区となっております。

現在の色彩基準では、全ての外壁面で使用することのできる基本色というもの、そして、

各外壁面の5分の1の部分で使用するのことができるものを強調色という、2つの区分けをして運用しているところでございます。これに加えて、各外壁面の20分の1までであれば原則としてマンセル値における制限をしないというアクセントカラーというものを検討していきたいということで進めております。しかし、ただ緩めるだけでは問題がございましたので、めり張りをつけた緩和にしていきたいと考えております。

続きまして、具体的な取り組みとしては、2ページに移っていただきたいと思っております。

こちらで、必ず決めなければならないことと、検討しなければならないことという2つのことについて、第9回の部会で委員の皆様方のお考えを聞いております。

その際に、次の3ページになりますが、これは部会で活発なご意見をいただければと思っております。出た資料でございまして、他の自治体の例等も参考にして作成したものでございます。これが部会の意見というわけではございませんが、その辺、ご承知おきいただいた上でご説明したいと思っております。

まず、一般地域でございまして、表の下の部分でございまして、そこに米印の1と書いておりますが、ごらんのとおり追加の記載としてアクセントカラーの使用ができるものということで、中低層部という表現をさせていただいております。これは低層のみという考え方もあるかもしれませんが、運用において多くの自治体の中低層の階でやっているということの記載を書かせていただいております。

今ご説明させていただいたのは、3ページの表の中段の部分でございまして。

また、景観形成重点地区、下の第5章でございまして、こちらにつきましては板橋崖線軸地区にしか示されておられません、他の3地区もあります。こちらについては、重点地区でも基本的にはアクセントカラーの使用を認めることとしますが、もともと重点地区は一般地域より相当厳しい基準で運用しておりますので、アクセントカラーといえども、彩度を上限を設けて取り組んではどうかというご意見もいただいているところでございまして。

重点地区ですので、アクセントカラーをそもそも認めないという意見も部会では出ておまして、その辺については考慮しながら進めていく必要があると考えております。

また、加賀地区と常盤台地区につきましては住民主導ということで、重点地区のルールをもともと定めた地域でございまして、今後も地元のご意見を伺いながら取り組んでいく必要があると考えております。

このアクセントカラー、色彩の変更につきましては、景観計画本体の変更も必要になりますので、最終的に本審議会に付議させていただいて、答申をいただく案件と考えております。

今、検討段階でございますので、今後は部会等も含めてもう少し検討していきたいと考えております。本日、余り時間もない中でございますので、このような雑駁な説明でございますが、少しご意見をいただければと考えております。

景観計画の変更時期は来年度中に何とかできればと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 この文字だけのペーパーではちょっとわかりにくいんだけども。きょう、配付されているこの資料との関係でもう一度。色彩ガイドラインというのは、その第4章とか第5章とか……。

○都市計画課長 すみません。

○議長 板橋区景観色彩ガイドラインというところ。

○都市計画課長 わかりやすく色を入れたものはございませんが……。

○議長 いや、これの4章と5章。

○都市計画課長 4章の景観計画本体の4-4というページに景観形成の基準という表記がございます。

○議長 いやいや、皆さんに配付されているこの景観色彩ガイドラインの中の4章と5章。

○都市計画課長 色彩ガイドラインではないです。景観計画の本体のほうです。

本体のほうにも色は使っておりませんので、そういう意味での例示としては、今回、不足していますので、非常にわかりづらくて申しわけございません。

○議長 僕はこれを見ていたんだけども、景観色彩ガイドラインの4章に、板橋区景観計画における色彩基準というのが23ページにありますよね。

○都市計画課長 そうですね。この中ではアクセントカラーに……

○議長 きょうの資料のタイトルが「板橋区景観計画における色彩基準の一部見直しについて」と書いてあるんだけども、これは色彩ガイドラインの23ページに板橋区景観計画における色彩基準という。

○都市計画課長 すみません。ガイドラインの7ページのところでご説明させていただけたらと思います。わかりづらい資料で申しわけなかったと思います。

7ページのところに外壁の基本色と強調色ということで色使いを区分けしています。この中で、今、外壁の全体の色についての主要な部分については一定のルールがございます。強調色についても全体の5分の1であれば使用できるといった部分がございます。

今、建物はこういうふうな色使いだけで進んでいるところを、中低層部もしくは低層部に

一定の色使いのルールを決めることによってデザイン性が増すということが正しいかわかりませんが、デザインの工夫ができるような形に進めてはどうかということで考えているところでございます。

具体的な例がないので、非常に申しわけなかったと思います。

○天野委員 多分、一番わかりやすいのは、色彩ガイドラインだったら、例えば色彩ガイドラインの24ページにマンセルの色が書いてある絵がありますよね。ここで、どれでもいいのですが、例えば一番左上5 Rかな。Rの場合は青で囲ってあるところが外壁基本色で許されていて、桃色みたいなので書いてあるのが強調色で許されているというふうに決まっていると。それに対して、外壁。これは強調色5分の1ですが、アクセント色は外壁の20分の1だったら、これに捉われず何色を使ってもいいということにしたらどうかという話ですよ。

例えば、板橋崖線軸地区だと、3ページの下だと、24ページ、板橋崖線軸地区だとも同じで青は使っているよと。24ページと25ページの絵ですが、24ページの色でいうと、板橋崖線軸地区は青がいいよというのが、例えば赤であればアクセント色だと彩度8以下。この8と書いてあるよりも小さい彩度であれば使っているよ、ぐらいまで緩めましょうと。もう少し赤の濃いもの、赤っぽいものもアクセントカラーで使っているよという感じで加えよう。

これを見ていただくと、幾つ以下というのはよく見なければいけないのですが、Y Rなんかだと、例えば左側の上から3番目だと、ここまでですよというのに対して10以下。かなり上のほうまで使っているよにしましょうと。アクセントカラーは、例えば文字色ですとか、小さいロゴマークとかであればもう少し目立つ色を使っているよではないかということで、外壁の基本色、強調色を超えてもう少し派手なもの。

一般地域では全く枠を外してしまおうと。本当にいいのかなというのは置いておいて、外してしまおうと。そういう場合、板橋崖線軸地区であれば、より彩度の高いものを、色相によっては赤のほうは8ぐらいにしておこうとか、Gとか、青系になるのかな、だったら4ぐらいに抑えようとかありますが、色相によってはもう少し派手な、彩度の高い、目立つ色をアクセントカラーに入れていいというように変えていこうというご提案で、具体的な話は、例えばこれは本当に10までいいの、8にしておいたほうがいいんじゃないのかという話はあるかもしれませんが、基本色とやや強調するのが5分の1、加えて20分の1で小さいスペースであれば強調した、多分文字とかは6ぐらいになるんですかね、枠とかもつくのかな。そういう面積の少ないものについては強調色を使ってもいいのではないかという方向に、ある意

味では緩めていこうかというご提案かなと。

具体的には、板橋崖線軸地区が一番わかりやすいとすれば、24ページの絵と25ページだと下になるんですが、小さいスペース、例えば1階のドアの一部にもう少し彩度の高いラインを入れたいと思ったら入れられる。20分の1なら入れていいよ。ただ、1階と2階との間にぴいっとラインを入れたいなんということぐらいただいたら許されるようになるというようなことかと思います。

ある意味では、建築デザインの的に言うと、どこまで許すかは慎重にしなければいけないんですけども、全部とめられてしまうと、もう少しやりたい人がいて、それが周りから見ておかしい範囲でなければアクセントカラーという概念を入れたらどうかというご提案かと。

私が解説して申しわけありません。

○議長 ありがとうございます。

資料の説明で、僕がタイトルにこだわって、本来はこの景観計画の中の資料なんです。色彩を扱っているわけだから、ガイドラインで説明していただいたほうがわかりやすかったかなということだったのです。天野先生に解説していただいたのでよくわかりました。

○都市計画課長 失礼いたしました。

○議長 ということで、余り時間がないのですが、色彩基準について何か。こういう方法で今進めているということにさせていただきませんか。

基本的には景観計画に載っているんだけど、あそこには基準という数字だけが出ているだけで、実際の具体的な、今先生に解説していただいたようなふうに理解しないと、なかなかわかりにくいんですね。

○都市計画課長 すみません。わかりやすい資料をつくりまして、またご説明の機会をいただきたいと思います。大変失礼いたしました。

今言っていた部分で、商店街なら商店街でもう少し進んだようなデザインというのも可能になる部分も出てくると思いますので、全体を含めて、再度ご説明の機会をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 色彩というのも景観にとっては非常に大事な要素だということがよくわかったと思います。

では、次に進ませていただきます。

議題は終わったのですが、その他についてというのがございます。報告事項ということですが、ご説明をよろしく願いいたします。

○都市計画課長 それでは、時間がない中で少し早口になってしまう部分がございますが、その他の報告事項ということでご説明させていただきたいと思います。

まず、参考資料9でございます。

こちらにつきましては、旧粕谷家住宅の復元整備ということでございます。板橋区の景観計画、お手元の景観計画の第7章に景観法に定める景観重要建造物を指定するという事で指定されたものでございます。

景観法の中では、現状の変更の規制等がございます、景観行政団体の長に許可を受けて、建物の増築とか改築とか移転、もしくは除却等を行うことが必要になっております。しかし、地方公共団体などが行う行為については、許可は不要であらかじめ景観行政団体の長に協議をすることとなっております。

今回の建物につきましては、今、お示ししております参考資料の9でございますが、3ページ構成でございます、2枚目のところに点線の絵が書いてあります。こちらはもともとの建物があった位置でございます、その後に増築をしていますので、もともとの建物をつくった当時のものに戻そうということで工事を進めるものでございます。それをやることによって、文化財としての価値の維持と、あわせて耐震化も図ることも可能となりますので、そのようなことで施設の利活用を進めるようなことになっております。

江戸時代の農文化の体験ができるということでございまして、このような形で、今、関係部署のほうで計画を進めているところでございます。

今回、この資料をつけさせていただいたのですが、まだ外部に一切出ていないものでございますので、お持ち帰りいただいた際に、取り扱い注意ということで外には出さないようにしていただきたいと思います。ただ、ご説明するのに必要だと思いましたが、つけさせていただいております。

復元されますと、江戸時代の農村文化が体験できる施設ということで重要な役割を果たしていくと考えておりますので、このような形でご説明させていただきました。

続きまして、参考資料10になります。

こちらは事前の協議、届け出に関する報告ということでございます。これは毎回ご報告させていただいておりますが、年度ごとに事前の協議でございますとか、届け出件数はどれぐらいあったというものでございまして、こちらの資料に書かれていますとおりでございます。

今年の件数につきましては、今、上半期9月末で27年度も数値をとっております。ほぼ例年と同じような推移をしているところでございます。

ただ、戸建て住宅が、重点地区を指定した関係もございまして、多くなっているのが状況でございます。

簡単ではございますが、こちらの報告は以上です。

続きまして、参考資料11でございます。

こちらは景観の写真展の応募についてのチラシでございます。今、区のいろいろな掲示板に貼らせていただいているのとあわせまして、小中学校の校長会でもお話しさせていただいて、子供たちにも景観の意識を持っていただきたいということで、こういう写真募集を広報しているところでございます。

それにあわせまして、景観シンポジウム、景観写真展というのを2月18日に開催する予定でございますので、委員の皆様もこんないいところというのがあれば、ぜひお写真を撮っていただいて、応募していただければありがたいと思います。また、お近くの、ご家族の方とか、関係者の方にお話しさせていただいて、盛り上がっていきけるような形での取り組みをしていきたいと思っておりますので、そのようなことでお話しいただければと思います。

また、詳細につきましては、招待状を送らせていただきますので、ぜひ足をお運びいただければと思っております。

雑駁でございますが、報告については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長 ただいま説明のありました参考資料の9、10、11、何かご質問、お気づきの点がございましたら、よろしくお願いたします。

○浦谷委員 参考資料11のフォトコンテストについてです。

今、景観というのは、区民の方が理解するのに非常に難しいといえますか、わかりにくいと思っておりますので、こういうコンテストを通して区民の皆さんに景観ということに関心を持ってもらうには非常にいい試みだと思っておりますので、積極的にやっていただきたい。

一つ、私、観光ボランティアをやっているのですが、このチラシをばいと置いておくだけで、皆さん見ていない。観光ボランティアの皆さんは、うちだけでも区内でいい写真を撮ろうということで、各ボランティアの方が100枚以上撮っていて、いずれ何かの発表の機会にということで持っているんですね。

そういうボランティアの方に聞いてみましても、これをやっているということは全然知らなかった。それから、なおかつ観光センターの事務局長に聞いても、いや、初めて聞いたということだったので、せっかくやる以上は、職員の方は大変お忙しいと思っておりますけれども、もう少し力を入れていただきたいのが1点。

それから、前回は作品の発表会があったのですが、多分夜だったと思うのです。私、行ったんだけど、何か皆さんの集まりが悪くて、せっかくの発表会でも盛り上がりには欠けたということで、今回もいずれ来年になったらやるんでしょうけれども、やる時間、たしか夕食時だったので、私、お腹を減らして行った記憶があるのですけれども、もう少し時間を工夫していただくのと、これだけ審議委員の方もいるので、皆さんもそういうシンポジウムにもぜひ出ていただいて、盛り上げていただきたいというお願いでございます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

今お話しのありました観光ボランティアというのは、今、区の中で何人ぐらいいるんでしょうか。

○浦谷委員 53人です。

○議長 板橋区の宣伝係ですかね。それは景観とつながりがありますよね。

○都市計画課長 すぐにでもお願いに行きます。

○議長 ほかに何か。

ご意見がもしないようでしたら……どうぞ。

○廣瀬委員 このフォトコンテストのSOBAMOTOさんの看板は、禁止事項のものに当たらないんでしょうか。ちょっと気になりますけれども。

○都市計画課長 それは確認しておりますので、大丈夫ということです。ありがとうございます。

○議長 この際、何か一言、言っておきたいことがあれば。

よろしいでしょうか。

それでは時間も来ておりますので、以上をもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。

どうも皆さん、ご苦労さまでございます。ありがとうございました。

○都市整備部長 本日は長時間にわたりましてご審議をいただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

本日いただきました貴重なご意見等も踏まえまして、ガイドラインの策定等良好な都市景観の実現に向けて、また区としても取り組んでまいりたいと考えてございます。

本日はどうもありがとうございました。これでお開きとさせていただきます。